

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5000円以下	55万円	65万円
162万5000円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円	その収入金額×40%
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%＋8万円	その収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%＋44万円	その収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円	その収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000円超		

※給与等の収入金額が660万円未満の場合は、給与所得は上記の表によらず所得税法別表5により求めます。